

学校感染症による出席停止について

学校においては、学校保健安全法第 19 条に基づき感染症予防上必要があるときには、学校の臨時休業を行い、また、生徒が学校感染症に罹患下時には、次のとおり、出席停止の措置を取ることになっています。

出席停止期間は「特別欠席」の扱いとなりますので、医師より、再登校の許可がおりましたら、別添の「出席停止について（学校感染症治癒証明書）」を担任へ提出してください。医療機関に備え付けてある「治癒通知書」でも可能です。なお、インフルエンザに限っては（様式 2）を保護者が記入の上、提出することもできます。

【学校において特に予防すべき感染症および出席停止の基準】

日本学校保健会会報参照

種類	病名	出席停止の期間	
第 1 種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS），急性灰白髄炎（ポリオ），鳥インフルエンザ	治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日，かつ，解熱後 2 日が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで，または，5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し，かつ全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症，	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎，	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その 他 の 主 な 感 染 症	溶連菌感染症	出席停止期間の基準は，病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
		ウイルス性肝炎	
		手足口病	
		伝染性紅斑	
		ヘルパンギーナ	
		マイコプラズマ感染症	
		感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）	
アタマジラミ			
	伝染性軟属腫（水いぼ）		
	伝染性膿痂疹（とびひ）		

(様式1)

保護者の皆様

広島県立広島商業高等学校長

出席停止について（通知）

学校において予防すべき感染症については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置を取ることができます。

出席停止の期間は、医師の指示に従って、十分に静養するとともに、感染予防のため、友人との接触を避けてください。また、他の生徒への感染の恐れがなくなり、登校できるようになりましたら、医師の治癒証明書を担任に提出してください。

ただし、インフルエンザに限っては医師に記入していただくことが難しい場合には（様式2）を保護者が記入の上、提出してください。

..... 切り取り線

学校感染症治癒証明書

広島県立広島商業高等学校長 様

年 組 番 氏名

1 病 名

2 出席停止期間 月 日 ～ 月 日

上記の理由で加療していましたが、感染症の予防上、支障がないと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名・医師名

㊞

(様式2)

保護者の皆様

広島県立広島商業高等学校

インフルエンザによる出席停止及び再登校について

インフルエンザに罹患した場合には、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置を取ります。出席停止の期間中は、医師の指示に従って療養してください。

また、病状が回復し登校する際には、必ず医師からの指示（登校許可）に従うとともに、下記の「インフルエンザに関する報告」に保護者の方が必要事項を記入、押印し、再登校の際に学校へ提出してください。この様式は本校ホームページからダウンロードできます。

※昨年度までは、医師の指示を「学校感染症治癒証明書」の提出で確認していましたが、本年度より、インフルエンザに限っては下記の様式により医師の指示を確認することになりましたので御協力をお願いします。なお、必要に応じて受診された医療機関に学校から問い合わせる場合がありますので御了承ください。

【出席停止について】

- 学校における感染症の拡大防止を目的とする措置です。
- インフルエンザによる出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条2項）は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない」とされています。

(切り取らないでください)

【保護者記入欄】

広島県立広島商業高等学校長様

インフルエンザに関する報告

次のとおり、医師から集団生活が可能との許可が出ましたので、報告します。

1	発症日： _____ 月 _____ 日 (発熱等の症状が出た日を記入してください。)
2	診断日： _____ 月 _____ 日 (医療機関の領収書のコピーを添付してください。)
3	診断型： <u>インフルエンザA型・B型・不明</u> [該当する項目に○を付けてください。]
4	受診医療機関名： _____
5	登校許可について医師から指示を受けた日及び内容等 [該当する項目に○を付けてください。 _____ 月 _____ 日 指示方法 受診・電話・その他 (_____)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 年 _____ 組 _____ 番 生徒氏名

保護者氏名： _____

④